

ベストスコアのために、大同火災の
ゴルフアー保険



このようなときにお役に立ちます

～ゴルファーの安心のために～

1 他人から損害賠償請求を受けたとき (賠償責任補償)

海外も補償

ゴルフ場、ゴルフ練習場などで、ゴルフ(注1)の練習、競技または指導中(注2)に他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

たとえば…

ゴルフ場で、まわりを確認しないで素振りをしたら、パートナーに当たってケガを負わせた。

(注1) 上記のゴルフにはケイマンゴルフ、ターゲット・パード・ゴルフ、パークゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。
(注2) 競技中または指導中に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。



2 ご自身がケガをしたとき (ゴルファー傷害補償特約)

海外も補償

ゴルフ場やゴルフ練習場で、ゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをした場合に保険金をお支払いします。

たとえば…

ゴルフプレー中、くぼみに足を取られ転倒しケガをした。



3 ゴルフ用品に損害があったとき (ゴルフ用品補償特約)

海外も補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルフ用品(注1)の盗難(注2)およびゴルフクラブの破損・曲損事故(注3)が起きた場合に、保険金額を限度に修理費等の損害額をお支払いします。

たとえば…

ゴルフ場でプレー中にゴルフクラブが壊れた。



(注1) ゴルフ用品とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボール、その他ゴルフ用に設計された物、被服類およびそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布等の携行品は含みません。
(注2) ゴルフボールの盗難については他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り、保険金をお支払いします。
(注3) 自宅駐車場などゴルフ場やゴルフ練習場以外の場所での盗難や破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損はお支払いの対象となりません。

4 ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき (ホールインワン・アルバトロス費用補償特約)

同伴競技者およびゴルフ場所属の競技の補助者として使用したキャディが目撃したホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。

◎対象となるホールインワンまたはアルバトロスはアマチュアゴルファーが、日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場でパー35以上の9ホールを正式にラウンドし、他の競技者1名以上と同伴し(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)、かつ、ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用したプレー中のホールインワンまたはアルバトロスです。

日本国内のみ



●ご注意ください●

ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しない場合は、お支払いの対象となりません。

(注1) 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打によってボールが直接ホールに入ることをいい、「アルバトロス」とは、ホールインワン以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホールに入ることをいいます。
(注2) 保険金のご請求には、弊社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払を証明する領収書の提出が必要になります。
(注3) この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合はセットすることができません。

お支払い限度額(支払限度額または保険金額)と保険料

コース (プラン)	お支払い限度額(支払限度額または保険金額)								年間保険料		
	第三者に対する賠償責任		傷 害		用 品		ホールインワン・アルバトロス		本人のみ	本人+1名	本人+2名
	本人	家族	本人	家族	本人	家族	本人	家族			
A	100百万円	100百万円	10,049千円	5,024千円	500千円	250千円	500千円	250千円	12,590円	17,400円	22,210円
B	100百万円	100百万円	9,149千円	4,574千円	250千円	200千円	500千円	250千円	10,000円	14,270円	18,540円
C	100百万円	100百万円	5,049千円	2,524千円	150千円	100千円	300千円	150千円	6,070円	8,500円	10,930円
D	50百万円	50百万円	7,049千円	3,524千円	400千円	150千円	500千円	250千円	11,270円	14,910円	18,550円
E	50百万円	50百万円	5,049千円	2,524千円	300千円	150千円	400千円	200千円	8,810円	12,030円	15,250円
F	50百万円	50百万円	4,049千円	2,024千円	250千円	100千円	300千円	150千円	6,950円	9,310円	11,670円
G	50百万円	50百万円	3,049千円	1,524千円	200千円	50千円	200千円	100千円	5,090円	6,580円	8,070円
H	30百万円	30百万円	5,049千円	2,524千円	300千円	150千円	300千円	150千円	7,530円	10,430円	13,330円
I	30百万円	30百万円	4,049千円	2,024千円	200千円	100千円	250千円	100千円	5,800円	7,830円	9,860円
J	30百万円	30百万円	3,049千円	1,524千円	150千円	50千円	200千円	100千円	4,570円	6,050円	7,530円
K	30百万円	30百万円	2,049千円	1,024千円	100千円	50千円	150千円	100千円	3,340円	4,770円	6,200円

●「第三者に対する賠償責任」を除くご契約はできません。

●上記コース(プラン)には免責金額の設定はありません。

●20名以上まとめてご契約になれば人数に応じて保険料が割引くことができます。

●「本人のみ」のご契約については、上記以外のプランの契約も可能です。取扱代理店または弊社営業店にご照会ください。ただし、家族特約付帯のご契約については、上記以外の引受はできません。

保険金の種類と内容

① 他人から損害賠償請求を受けたとき（賠償責任補償）

保険金の種類	支払事由の概要
1. 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払うべき治療費や修理費などの損害賠償金から保険証券記載の免責金額を控除した額をお支払いします。
2. 損害防止費用保険金	損害の発生または拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益な費用をお支払いします。
3. 権利保全行使用費用保険金	保険契約者または被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合で第三者より損害の賠償を受け得るときは、その損害賠償請求権の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益な費用をお支払いします。
4. 緊急措置費用保険金	損害防止・軽減措置を講じた後に、法律上の損害賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって支出した費用のうち、緊急措置のために支出した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用をお支払いします。
5. 争訟費用保険金	被保険者と被害者との間で損害賠償責任に関する訴訟に至った場合の訴訟費用（裁判上の和解、調停等の費用も含みます。）や弁護士報酬等の費用であらかじめ弊社へ書面による同意を得た費用をお支払いします。
6. 協力費用保険金	弊社が必要と認めて被害者と直接折衝を行う場合に、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために直接支出した費用をお支払いします。

(注1)「緊急措置費用保険金」を除き、支払前に事前に弊社の承認が必要になりますので、支払いを行う前に必ず弊社までお問い合わせください。

(注2)被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。また「争訟費用保険金」「協力費用保険金」については、原則として、支払限度額の適用はありません。

(注3)損害賠償金の額が支払限度額を超過する場合は、支払われる争訟費用保険金は「実際の争訟費用の額×支払限度額÷損害賠償金の額」となります。

② ご自身がケガをしたとき（傷害補償）

保険金の種類	支払事由の概要
1. 死亡保険金	事故の日から180日以内に、そのケガがもとで亡くなられた場合、保険金額の全額をお支払いします。既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、保険金額から既にお支払いした金額を控除してお支払いします。
2. 後遺障害保険金	事故の日から180日以内に、そのケガがもとで後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。
3. 入院保険金	事故によるケガがもとで入院した場合、その入院（入院に準じた状態を含みます。）日数に対して事故の日から180日を限度として、1日につき、保険金額の1.5/1,000を入院保険金としてお支払いします。
4. 通院保険金	事故によるケガがもとで通院された場合、事故の日から180日以内の通院日数に対し90日を限度として、1日につき、保険金額の1/1,000を通院保険金としてお支払いします。

※ケガとは、ゴルフ場やゴルフ練習場で、ゴルフの練習、競技または指導中の「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガをいいます。

※事故により高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない特別な事情があり、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいなかった場合には、弊社の承認を得て、所定の方（以下「代理請求人」といいます。詳細は下記（注）をご覧ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、本制度については、代理請求人となる方にも必ずご説明ください。

(注) ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者

②被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合）

③上記①以外の配偶者または上記②以外の3親等内の親族（上記①、②の方がいない場合または上記①、②の方に保険金を請求できない事情がある場合）

③ ゴルフ用品に損害があったとき（ゴルフ用品補償）

保険金の種類	支払事由の概要
1. ゴルフ用品損害保険金	ゴルフ場や練習場で被保険者の所有するゴルフ用品（ゴルフクラブ、被服類、バッグ類等）に生じた損害に対して、損害発生時における時価によって算出した損害額の金額を、保険証券に記載されたゴルフ用品の保険金額を限度にお支払いします。
2. ゴルフ用品回収費用保険金	あらかじめ弊社の同意を得て損害の生じたゴルフ用品を発見回収するために支出した費用をお支払いします。

※盗難事故が発生した場合、必ず警察に届けください。

※ゴルフクラブ以外のゴルフ用品については盗難に対してのみ保険金をお支払いします。

※保険金を支払ったあとは、保険金額からその支払額を差し引いた残額をもって、損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

④ ホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき（ホールインワン・アルバトロス補償）

保険金額を限度に次の費用をお支払いします。

- ①贈呈用記念品購入費用（貨幣、紙幣、有価証券等は除きます。）
- ②祝賀会費用
- ③ゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④同伴キャディに対する祝儀
- ⑤その他慣習として負担することが適当であると弊社が認める費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

※ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払い額は単純に合算されず、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

※保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

保険金をお支払いしない主な場合

<p>共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●戦争、暴動、天災等による事故 ●次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除し保険金の全部または一部をお支払いしません。 ●保険契約者、または被保険者が保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合や、保険契約者が暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、また被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など 	<p>ゴルフ用品補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者の重大な過失による損害 ●自然の消耗または性質による変質等による損害 ●火災の際の盗難による損害 ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失 ●ゴルフ場敷地内以外での盗難、ゴルフクラブの破損、曲損 など
<p>賠償責任補償</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●自動車*の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かっていたりしている物に対する損害賠償責任 など 	<p>ホールインワン・アルバトロス費用補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン・アルバトロス ●ゴルフ場の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場に雇用されている方*が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワン・アルバトロスなど ●ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用していない場合
<p>傷害補償</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●被保険者の脳疾患、疾病または心身喪失による事故 ●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、医学的他覚所見のない腰痛 など 	<p>※臨時雇いを含みます。</p>

※ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

ご契約の際のご注意

- 1.被保険者について**
被保険者とは「保険の補償を受けられる方」のことをいいます。
- 2.ゴルファー保険家族特約について**
この特約を付帯した場合、①被保険者本人の配偶者、②被保険者本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族、③被保険者本人またはその配偶者と生計を共にする別居の末婚の子が被保険者となります。
- 3.満期返れい金について**
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 4.解約返れい金について**
ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約の条件によっては、弊社の定めるところにより未経過期間に相当する保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。保険料が返還される場合であっても、解約返れい金は原則として未経過期間に対する日割相当額よりも少なくなります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- 5.申込書の記載内容を再度ご確認ください。**
 - (1) 申込書等に★または☆が付された事項はご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に正確に記載してください。これらの内容が事実と異なっていた場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。のでご注意ください。（弊社の代理店には告知受領権があります。）
 - (2) 同種の危険を補償する他の保険契約等がある場合には、申込書に必ずご記入ください。なお、補償内容が同様の保険契約（ゴルファー保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいた上でご契約ください。

ご契約後のご注意

- ご契約のお申し込みを撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご覧ください。
- 申込書等に☆が付された事項（告知事項）に内容の変更が生じた場合には遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除することがあります。解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。また、「保険契約者の住所を変更する場合は、通知義務の対象ではありませんが、遅滞なくご連絡ください。
- 保険料を分割してお支払いいただく場合には、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までにお支払いください。所定の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠ったときには、その払込期日後に生じた事故については、保険金をお支払いしません。
- 保険料のお支払いの際は、弊社所定の保険料領収書を発行することといたしておりますので、お確かめください。
- ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- 引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご覧ください。
- 保険契約に関する個人情報の取扱方針を定めております。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご覧ください。
- 損害賠償責任補償において、被保険者（加害者）に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご覧ください。

万が一事故にあわれたら

- すぐにお近くの取扱代理店または弊社事故受付センター窓口（下記参照）にご連絡ください。事故の日から30日以内にご連絡のない場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
- 損害賠償をしなければならぬと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や損害賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。なお、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が法律上の損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償問題が円滑に解決できるよう相談に応じさせていただきます。
- 重複する他の保険契約等がある場合で、他の保険契約等から既に保険金が支払われていた時は、弊社のお支払する保険金からそれらの額の合計額が差し引かれることがあります。

このパンフレットはゴルファー保険の概要をご紹介します。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は種目ごとに「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などはこちらにご連絡ください。万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

お客さま相談センター

受付時間：平日の午前9：00～午後5：00
(土日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

お問い合わせ・ご相談 ☎️ **0120-671-071 (お客さま相談センター)**

ご不満・ご意見・ご要望 ☎️ **0120-331-308 (お客さま相談センター)**

事故受付センター

受付時間：平日（午前9：00～午後5：00）

☎️098-869-3119 (事故受付センター)

受付時間：平日夜間（午後5：00～翌朝9：00）土日・祝日および12/31～1/3

☎️0120-091-161 (事故受付センター)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9：15～午後5：00（土日・祝日および12/30～1/4を除きます。）

「この島の損保。」

大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番地1号

〈ホームページアドレス〉 <http://www.daidokasai.co.jp/>

●お申し込み・お問い合わせは